

漁業関係法令の違反に対する処分基準

漁業法（昭和24年法律第267号）、漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第48号。以下「取締り省令」という。）、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号。以下「県規則」という。）その他の漁業関係法令（以下「漁業関係法令」という。）の違反に対する行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項による処分の基準を次のとおり定める。

（停泊等処分）

- 1 別表の「違反の態様」の欄に掲げる漁業関係法令に違反した者に対しては、違反回数に応じ、同表の「処分の内容」の欄に掲げる日数の停泊又は操業停止の処分（以下「停泊等処分」という。）を行う。

（同時に二以上の漁業関係法令の違反をした場合等の停泊等処分）

- 2 次の(1)又は(2)に該当する場合の停泊等処分の日数は、それぞれに掲げるところによる。
 - (1) 同時に二以上の漁業関係法令の違反をした場合 これらの違反に係る停泊等処分の日数のうち、最も重い処分をすべき日数に、他の違反に係る停泊等処分の日数の2分の1に相当する日数（1日未満の端数は切り捨て）を加えた日数
 - (2) 一の行為が二以上の漁業関係法令の違反に該当する場合 当該違反行為に停泊等処分の日数のうち、最も重い処分日数

（悪質な違反の場合の停泊等処分）

- 3 漁業関係法令の違反が、次の(1)から(4)までのいずれかの行為を伴う場合又は(5)から(7)までのいずれかに該当する場合は、1又は2の規定による停泊等処分の日数に10日を加えた日数とする。
 - (1) 許可番号、船名、標識等の全部又は一部の偽称若しくは偽装等
 - (2) 操業区域の甚だしい逸脱
 - (3) 漁業監督吏員の指示に対する抵抗又は職務遂行の妨害等
 - (4) ロープ流し等の取締船に対する妨害
 - (5) 過去1年間に漁業関係法令の違反による処分を受けていた場合
 - (6) 本県の沿岸漁業に甚大な悪影響を与えた場合
 - (7) その他特に悪質と認められる場合

（加算後の停泊等処分日数の限度）

- 4 2又は3の規定による加算後の停泊等処分の日数は、40日を限度とする。

（停泊等処分の軽減）

- 5 漁業関係法令の違反が不可抗力による場合又は違反の程度その他情状を考慮すること

が適当と認められる場合は、停泊等処分の日数を軽減し、又は停泊等処分を警告、文書による嚴重注意その他の行政指導（神奈川県行政手続条例（平成7年3月14日条例第1号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。）に代えることができる。

（違反回数計算）

6 違反回数は、次の(1)又は(2)に該当するものを通算するものとし、過去3年間における停泊等処分（5の規定に基づき停泊等処分に代えて行った行政指導を含む。）の回数について計算する。

- (1) 同一漁業について、同一又は経営の実態が同等と認められる漁業者に対して行った停泊等処分
- (2) 同一漁業について、同一又は経営の実態が同等と認められる漁業者に漁業関係法令違反があった場合において、船舶の滅失、譲渡その他の理由により、停泊等処分を行うことができなかったとき

（停泊等処分の方法）

7 停泊等処分は、次の(1)又は(2)の区分に応じ、それぞれに掲げる方法により行う。

- (1) 停泊 当該停泊処分に係る船舶の根拠地港における停泊
- (2) 操業停止 当該操業停止処分に係る漁業の漁具の封印

（許可の取消し）

8 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 漁業監督吏員の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある行為があった場合
- (2) 過去3年間で同一漁業の違反に係る停泊等処分（5の規定に基づき停泊等処分に代えて行った行政指導を含む。）を4回受けることとなる場合

（停泊命令等）

9 漁業法第131条及び県規則第50条の規定に基づく漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物についてその使用の禁止若しくは陸揚げを命じる期間は、1年以内とする。

（処分の履行）

10 この対応方針に基づく処分の履行確認は、次の(1)から(5)までの所属に配置されている漁業監督吏員が行うものとし、処分を受けた者は、当該漁業監督吏員の確認を受けた上で、その履行の完了を届け出るものとする。

- (1) 環境農政局農水産部水産課
- (2) 水産技術センター船舶課
- (3) 横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課
- (4) 湘南地域県政総合センター農政部地域農政推進課

(5) 県西地域県政総合センター農政部地域農政推進課

(様式)

11 この対応方針において使用する様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 停泊処分 | 様式 1 |
| (2) 操業停止処分 | 様式 2 |
| (3) 漁具等の陸揚げ処分 | 様式 3 |
| (4) 停泊処分の履行完了 | 様式 4 |
| (5) 操業停止処分の履行完了 | 様式 5 |
| (6) 漁具等の陸揚げ処分の履行完了 | 様式 6 |

附 則

(施行期日)

1 この処分基準は、令和元年9月13日から施行する。

(経過措置)

2 この処分基準の施行前にした漁業関係法令の違反に対する処分の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この処分基準は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この処分基準の施行前にした漁業関係法令の違反に対する処分の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この処分基準は、令和8年1月30日から施行する。

別表

区分	違反の態様		処分の内容		
	法規	内容	1回	2回	3回
無許可操業	漁業法第57条第1項	小型機船底びき網漁業 中型まき網漁業	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日	停泊又は操業停止40日
	県規則第5条	知事許可漁業	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日	停泊又は操業停止40日
禁止漁業、 禁止漁具・ 漁法	取締り省令第75条第1項、第2項	小型機船底びき網漁業の 禁止漁具・漁法	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日	停泊又は操業停止40日
	県規則第33条	禁止漁業	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日	停泊又は操業停止40日
	県規則第35条	禁止漁具・漁法	停泊又は操業停止5日	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日
水産動植物の採捕の禁止制限	県規則第38条	採捕の禁止期間、抱卵いせえびの採捕禁止、採捕の大きさの制限	停泊又は操業停止5日	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日
漁業の許可内容、制限・条件、漁具・漁法の制限	県規則第14条	許可等の条件	停泊又は操業停止5日	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日
	県規則第17条	変更の許可	停泊又は操業停止5日	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日
	県規則第36条	漁具・漁法の制限	停泊又は操業停止5日	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日
命令	漁業法第120条第11項	委員会指示裏付命令	停泊又は操業停止5日	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日
	県規則第24条第1項	許可等の効力の停止命令	停泊又は操業停止5日	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日
	県規則第50条第1項	許可船舶に対する停泊	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日	停泊又は操業停止40日
	県規則第50条第1項	無許可船舶の停泊	停泊10日	停泊20日	停泊40日
	県規則第50条第1項	漁具の陸揚	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日	停泊又は操業停止40日
	県規則第51条第1項	船長等の乗組禁止	停泊又は操業停止10日	停泊又は操業停止20日	停泊又は操業停止40日
	県規則第53条第1項	停船命令	停泊5日	停泊10日	停泊20日
	漁業法第25条第2項	停船命令等	停泊10日	停泊20日	停泊40日
	漁業法第33条	停船命令等	停泊10日	停泊20日	停泊40日

(様式1)

神奈川県指令水第 号

住所

氏名又は名称

年 月 日の 違反については、
神奈川県漁業調整規則(同規則)第50条第1項の規定に基づき、次のとおり 日間の
船舶の停泊を命じます。

- 1 停泊船舶 船名 (漁船登録番号)
- 2 停泊期間 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
- 3 停泊港 市(町) 港
- 4 停泊処分終了後、別紙停泊処分履行届を提出すること。

年 月 日

神奈川県知事(氏名)



教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

(様式2)

神奈川県指令水第 号

住所

氏名又は名称

年 月 日の 違反については、
神奈川県漁業調整規則(同規則)第32条第1項の規定に基づき、次のとおり 日間の
操業停止を命じます。

- 1 許可漁業名 漁業名 (許可番号)
- 2 操業停止期間 年 月 日 時～ 年 月 日 時
- 3 根拠地港 市(町) 港
- 4 操業停止処分終了後、別紙操業停止処分履行届を提出すること。

年 月 日

神奈川県知事(氏名)



教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

(様式3)

神奈川県指令水第 号

住所

氏名又は名称

年 月 日の 違反については、漁業法第
131 条第 1 項及び神奈川県漁業調整規則第 50 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 日
間の の陸揚げを命じます。

- 1 対象船舶
- 2 陸揚げの対象となる漁具等
- 3 陸揚げ期間 年 月 日 時～ 年 月 日 時
- 4 根拠地港 市(町) 港
- 5 漁具等の陸揚げ処分終了後、別紙漁具等の陸揚げ履行届を提出すること。

年 月 日

神奈川県知事(氏名)



教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

(様式4)

停泊処分履行届

年 月 日付け神奈川県指令水第 号をもって命令のありました停泊処分については、次のとおり履行を完了しましたので届け出ます。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏名又は名称

船名 (漁船登録番号)	丸 (KN -)		
停泊期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
根拠地港	市 (町)		港
停泊開始	年 月 日	漁業監督吏員による履行確認	
		所属 氏名	
停泊終了	年 月 日	漁業監督吏員による履行確認	
		所属 氏名	

(様式5)

操業停止処分履行届

年 月 日付け神奈川県指令水第 号をもって命令のありました操業
停止処分については、次のとおり履行を完了しましたので届け出ます。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏名又は名称

漁業名 (許可番号)	漁業 ()		
操業停止期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
根 拠 地 港	市 (町)		港
操業停止開始	年 月 日	漁業監督吏員による履行確認	
		所属 氏名	
操業停止終了	年 月 日	漁業監督吏員による履行確認	
		所属 氏名	

(様式6)

漁具等の陸揚げ処分履行届

年 月 日付け神奈川県指令水第 号をもって命令のありました漁具等の陸揚げ処分については、次のとおり履行を完了しましたので届け出ます。

年 月 日

神奈川県知事

殿

住 所

氏名又は名称

漁 業 名	漁 業	
陸 揚 げ 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
根 拠 地 港	市 (町) 港	
陸 揚 げ 開 始	年 月 日	漁業監督吏員による履行確認
		所属 氏名
陸 揚 げ 終 了	年 月 日	漁業監督吏員による履行確認
		所属 氏名